国民年金システム標準化研究会 (第2回) 議事要旨

日時: 令和4年1月17日(月) 13:00~14:40

場所:オンライン開催

出席者(敬称略)

(構成員)

中川 健治 株式会社ECO経営企画室 代表取締役 立石 亨 公益社団法人 国民健康保険中央会 調査役 林 友美 神戸市福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長

藺草 光一 江戸川区生活振興部地域振興課 課長

高崎 繁治 高松市市民政策局市民課 課長補佐(里石 めぐみ 高松市市民政策局

市民課 課長の代理出席)

徳市 直之 高岡市福祉保健部保険年金課 課長

川嶋 恵美子 下野市市民課 課長

日名子 大輔 株式会社RKKCS 企画開発本部企画開発部

出野 寛幸 株式会社TKC 住民情報システム開発センター住民情報システム

技術部(深谷 瞬 住民情報システム開発センター住民情報システム

技術部の代理出席)

川江 祐介 日本電気株式会社 公共システム開発本部住民情報グループ 主任

山崎 高広 株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹

大村 周久 富士通 Japan 株式会社 行政ソリューション開発本部住民情報ソリュ

ーション事業部第一ソリューション部 部長

黒田 隆史 株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二開発本部第一開

発部主任技師

(オブザーバー)

上野 耕司 厚生労働省デジタル統括アドバイザー 伊藤 豪一 デジタル庁プロジェクトマネージャー 前田 みゆき デジタル庁プロジェクトマネージャー 丸尾 豊 デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 田尻 和広 日本年金機構事業企画部事業企画グループ長 和田 大 日本年金機構国民年金部国民年金適用グループ長

高柳 淳一 日本年金機構システム企画部システム開発調整グループ長

樋口 俊宏 厚生労働省年金局事業管理課 課長 鎌倉 静香 厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐

【議事次第】

- 1. 開会
- 2. 議事
 - (1) ワーキングチーム及びベンダー分科会の実施報告
 - (2)標準仕様書素案について

- (3) 意見照会の実施方針について
- (4) 今後の進め方について
- (5) その他
- 3. 閉会

【意見交換(概要)】

- (1) ワーキングチーム及びベンダー分科会の実施報告
 - 第一回研究会の後に実施したワーキングチーム及びベンダー分科会の結果についてご報告させていただく。「資料1 ワーキングチーム及びベンダー分科会の実施報告」の通り、第一回ワーキングチーム及びベンダー分科会では、ツリー図及び業務フローにおける論点について討議を行い、その際いただいた標準化における業務フロー策定の基準を明確にすべきという意見を踏まえ、基準を定めた。また、第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会では、機能要件及び帳票要件における論点について討議を行った。なお、帳票要件における論点である「個人番号及び基礎年金番号の表記コントロール」、並びに皆様と討議すべきと考える事項については、「議事(2)標準仕様書素案について」にて討議させていただく。(事務局)

(2)標準仕様書素案について

- 「資料2 標準仕様書素案の構成」にて、①標準仕様書の素案②これまでいただいたご意見と対応③討議事項についてご説明させていただく。討議事項は大きく2つ。1つ目の討議事項は帳票詳細要件の対象範囲である。「居所未登録者報告書」「居所未登録者住所判明報告書」「電子媒体届書総括票」「国民年金関係書類送付書」は自治体独自の様式が認められているため、標準仕様として定めず、対象から除外することが適切か討議させていただきたい。あわせて、「所得調査票」を「免除・納付猶予申請書(市町村確認書)」と統合としてよいかを討議させていただきたい。加えて、「老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届」及び「障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届」は「6.7. 所得証明(年金生活者支援給付金)」で利用されている、かつ法令で定められている帳票であるため、標準として定めることが適切かを討議させていただきたい。2つ目は、来庁した住民に対して帳票出力する際の「個人番号及び基礎年金番号の表記コントロール」である。(事務局)
- 対象範囲への追加のお願いをした「老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・ 世帯状況届」及び「障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届」の2つの帳票に ついては、制度開始時に厚生労働省よりシステムより出力するように改修すれば交

付金の措置対象という話があったため、当市ではシステムより出力している。当該経緯から、「資料 2 標準仕様書素案の構成」の p15 では実装 PKG 数は 0 と記載されているものの、他にもシステムより出力している自治体があると考えられる。また、対象範囲内の「老齢福祉年金所得状況届」及び「特別障害給付金所得状況届」は自治体で発行する機会はほとんどないが、「老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届」、「障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届」は発行する機会がそれよりも多いと思われる。それらを勘案して対象に追加いただきたいと考える。(構成員)

- 構成員からの発言があった「老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届」及び「障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届」の2つの帳票に関しては、同様にシステムから出力できるようになっている。現状は紙ベースで利用しているものの、今後実装をお願いできればと考える。また、除外対象の帳票については各帳票の様式を揃えていただきたい。(構成員)
- 「居所未登録者報告書」「居所未登録者住所判明報告書」「電子媒体届書総括票」「国 民年金関係書類送付書」の帳票は標準仕様として定めるべきと考えている。「所得 調査票」は「免除・納付猶予申請書(市町村確認書)」と同一とすることに差し支 えはないと考える。「老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届」、 「障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届」は「6.7.所得証明(年金生活者支 援給付金)」で利用されている、かつ法令で定められている帳票であるため、標準 として定めることが適切と考える。(構成員)
- 帳票詳細要件における定義対象からの除外要否について、「居所未登録者報告書」 「居所未登録者住所判明報告書」「電子媒体届書総括票」「国民年金関係書類送付書」 の帳票は標準仕様として定めた方がよいと考える。また、「所得調査票」は「免除・ 納付猶予申請書(市町村確認書)」と統合してもよいと考える。そして、「老齢・補 足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届」及び「障害・遺族年金生活者支 援給付金所得状況届」は帳票詳細要件の定義対象に追加した方がよいと考える。(構 成員)
- 帳票詳細要件における定義対象からの除外要否についてだが、当自治体ではそれら 対象の帳票はシステムにて管理をしていないものである。従って、当自治体単独で はそれらを帳票詳細要件の対象範囲とする必要性は低い。しかし、他自治体の皆様 のご意見を伺うと必要性があるということなので、他自治体の皆様の意見を踏まえ て検討すべきと考える。(構成員)
- 居所未登録関連の帳票についてだが、これらは様式を統一した方がよいと考える。 但し、国より指定されている様式は古いものしかなく、各自治体は独自に定義した 様式を利用してきた。従って、居所未登録関連の帳票を統一する際は、国が示して

- いる古い様式にて統一するのではなく、現代に合った様式での統一を行うべきと考える。(構成員)
- 自治体構成員の意見を集約すると、追加対象の帳票に関しては追加に異論なしと認識した。また、除外対象の帳票については、構成員からの発言のとおり、現在の運用に合わせた仕様に統一すべきという意見が多かったと認識した。(構成員)
- 次に2つ目の討議事項である、「個人番号及び基礎年金番号の表記コントロール」 についてご意見をお伺いしたい。(構成員)
- 「個人番号」が導入された際、窓口において住民に「個人番号」と「基礎年金番号」 のどちらを勧めるべきかが自治体内でも決まらず、混乱したという経緯がある。現 在は、窓口に来られた住民が記載するのは基本的に「基礎年金番号」であり、未付 番の住民に対してのみ「個人番号」の記載を行うという状況である。また、年金機 構から個人に対して通知されるのも「基礎年金番号」である。このように、基本的 に「基礎年金番号」が使用されているという現状に鑑みるに、基本的には「基礎年 金番号」を出力することが適切と考える。但し、「基礎年金番号」は未付番の住民 に対しては、例外的に「個人番号」を出力するという方向性がよいものと考える。 (構成員)
- 他市と同様、当市も「個人番号」ではなく、「基礎年金番号」の出力でお願いしたい。窓口には本人のみならず、代理人が訪問される場合も多くあり、その際に本人の「個人番号」を出力するのは適切でないと考えるためである。(構成員)
- 確かに「個人番号」の出力も可能であるものの、セキュリティー上の観点から、一部の権限を有する職員のみ出力可能としている点も踏まえると、基本的に「基礎年金番号」の出力にした方がよいと考える。(構成員)
- 当市では「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」については、「個人番号」「基礎年金番号」のどちらも出力せず、本人にどちらかを記入していただく形式にしている。ただ、どちらかを出力するのであれば、個人情報保護の観点から、「基礎年金番号」にすべきと考える。(構成員)
- 当自治体では、住民が窓口を訪問し、身分証としてマイナンバーカードの提示をうけた場合には「個人番号」を記入いただき、一方で身分証として年金手帳などの提示をうけた場合は「基礎年金番号」を記入いただいている。当自治体ではマイナンバーカードの普及推進を目指しており、「個人番号」「基礎年金番号」のどちらを出力するか選択可能にしていただきたい。(構成員)
- 自治体構成員のご意見を集約しますと、個人情報保護の観点から基本的には「基礎 年金番号」を出力する方がよい。但し、マイナンバーカード普及推進を目指す自治 体のため、「個人番号」でも出力可能とすべきというご意見と認識した。(構成員)

(3) 意見照会の実施方針について

- 意見照会について、自治体に対しては、実態調査を行った約70団体に対し事務連絡を発出し、アンケート調査の形式で実施する。事業者に対しては、実態調査を行った6事業者+αに対して、事務局より各事業者に直接コンタクトし、回答の依頼を予定している。いただいたご意見については、事務局にて対応方針を整理後、標準仕様書を見直すべき事項は反映するとともに、研究会にて討議すべき事項については、第三回研究会に上程する。スケジュールについては、1月下旬~2月中旬にて意見照会を行い、3月上旬に第三回研究会を実施する予定である。(事務局)
- 2 点確認させていただきたい。 1 点目は、今回の意見照会の対象自治体には町村が 含まれているのか。 2 点目は、意見照会の対象事業者は 6 事業者+α と記載されて いるが、6 事業者でシェアのどの程度をカバー可能なのか。 +α としてどの程度の 事業者を対象としようとしているのかについてお教えいただきたい。(構成員)
- 1点目については、対象自治体に町村も含まれている。2点目については、6事業者で全自治体の内4~5割をカバーしている。+ αの事業者については年金局との相談で決定をしたいと考える。仮に、多くの自治体への対応を行っている上位2事業者を追加した場合は、更に1割弱をカバーできる想定である。(事務局)
- 追加で質問させていただきたい。意見照会にて収集した意見の中で、回答が容易なものに対しては、第三回研究会を待たずに適宜回答を行うのか、それとも第三回研究会に向けて意見の整理を行い、研究会で議論をした後に回答を行うのか。(構成員)
- 意見照会にていただいたご意見については、事務局にて回答案を作成し、研究会に て提示の後、各自治体へ回答を行うのが適切と考える。但し、研究会構成員の皆様 に確認いただくタイミングを第三回研究会とするか、それより前にすべきかについ ては、意見照会の状況次第であると考えている。(事務局)

(4) 今後の進め方について

- 本日は、ワーキングチーム及びベンダー分科会での討議を踏まえた標準仕様書の素 案を確認いただくと共に、討議すべき事項について討議させていただいた。この後 のスケジュールとしては、まず本日の討議結果を標準仕様書素案に反映した上で、 意見照会をさせていただく。その後、いただいた意見を事務局にて整理、集約した 上で、指摘事項については標準仕様書へ反映するとともに、討議事項をとりまとめ、 第三回研究会を開催する。第三回研究会の討議結果を踏まえ、3月末に標準仕様書 案を取りまとめる予定である。第三回研究会の議事次第及び主たる内容としては、 ①意見照会実施報告②標準仕様書(案)の討議③令和4年度の進め方の3つを想定 している。(事務局)
- 「資料 2 標準仕様書素案の構成」の p13 とスケジュールを併せて 3 点確認したい。 1 点目は、オプションの外部帳票の作成時期。事務局の説明では 3 月末までの作成

は難しいとのことであるが、2022年夏までに作成する見込みと考えてよいか。2点目は、2021年9月の関係府省会議において、様式の検討対象範囲に内部帳票も含まれている。一方で、「資料2標準仕様書素案の構成」のp13では内部帳票は検討対象範囲外となっている。この整合性について伺いたい。3点目は、関係府省会議において、諸元表も対象範囲内になっているものの、p13では対象範囲外となっているため、今後検討を行うこととなるのかを確認させていただきたい。これらの質問をさせていただく背景としては、2022年夏をもって標準仕様を決定し、その後ベンダーが開発に着手するものと考えているが、諸元表等について決定がなされていなければ、開発に着手できないためである。諸元表は定めないと決定されるならば開発着手できるが、そうではなく諸元表については2022年8月以降に検討するということであれば、開発着手が遅れ、システムの提供も遅れる。そのためこれらの作成時期等について伺いたい。(構成員)

- まず、1 点目の p13 の類型 2 のオプションの外部帳票の作成時期について回答させていただく。2022 年 8 月を目途に標準仕様の 1.0 版を作成。その後に研究会を行う予定であり、そちらにて検討を行う。2 点目については、デジタル庁より職員向けの帳票も標準化範囲内という指示があるのは認識しているが、デジタル庁と事前に調整を行ったうえで、対象外とさせていただいている。3 点目についても、デジタル庁と事前に調整した上で、諸元表は対象外とさせていただいている。(オブザーバー)
- 1 点目は 2022 年の夏以降に定めるものと認識した。但し、そうであれば開発着手は難しいものと認識している。また、内部帳票及び諸元表については定めないものと認識した。但し、内部帳票及び諸元表の全てを定めるまではしないまでも、どのような項目が出るのか定義いただきたいものが存在するため、第三回研究会に向けた意見照会の中でご意見を提示させていただきたいと考える。(構成員)
- 承知した。(オブザーバー)
- 2点ご質問したい。1点目は、意見照会を行った後に討議事項を第三回研究会で検討するとのことであるが、第三回研究会で結論が出ないということが発生し得ると考えており、その場合の対応方法を確認したい。2点目は、第三回研究会までにワーキングチーム・ベンダー分科会を実施する予定はあるかを伺いたい。(構成員)
- 2点目からご回答させていただく。「資料 4 今後の進め方」の p3 記載の通り、基本的には書面・メールにて必要な事項を確認させていただく。但し、構成員を集めた打ち合わせが必要な場合は、ワーキングチーム・ベンダー分科会等の開催をする場合もある。次に1点目のご質問である第三回研究会で討議事項が決まらない場合について回答させていただく。基本的には論点、及びその論点に対する方向性を第三回研究会で示させていただくため、もしその方向性で合意できれば、標準仕様書はそのままとなり、異なる方向性で合意した場合は、可能な限り3月末を目途に標

準仕様書の修正を行う。3月末までに討議事項に対する結論が出ない場合は、中長期的な課題に含める、もしくは次年度にて検討を行うなどの対応とさせていただく。 もちろんこれらの対応を行う前に、各構成員にお伺いする予定である。(事務局)

- 加えて2点お伺いしたい。1点目は意見照会の際に意見・質問を出した自治体に対して、その回答を行うことはあるか。もしそうである場合、更にその回答に対して意見・質問が発生することが想定されるため懸念している。2点目は、2022年8月末にて本研究会で策定している機能・帳票要件の標準仕様書とデータ要件・連携要件の標準仕様書はそれぞれ別の標準仕様書として作成されるという認識だが、整合性はどう確保するのか。(構成員)
- 1点目に関しては、回答に対し更なる意見・質問がある場合は、4月以降に実施予定の全国意見照会にて意見・質問をしていただきたいという旨をご案内させていただく想定。2点目に関しては、適宜年金局からデジタル庁に対し標準仕様書(案)を共有いただいており、中身をご確認いただき、デジタル庁から質問・確認事項をいただく形で整合性を取っている。(事務局)

(5) その他

- 事務局より論点の振り返りをさせていただく。まず「資料2 標準仕様書素案の構成」の p15 の討議事項①については、「居所未登録者報告書」「居所未登録者住所判明報告書」「電子媒体届書総括票」「国民年金関係書類送付書」の帳票は様式を統一する方がよいため、標準仕様として定めるべきだという結論と認識した。そして「所得調査票」は「免除・納付猶予申請書(市町村確認書)」と統合し、「老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届」、「障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届」は標準仕様の対象に追加すべきという結論と認識した。次に、「資料2 標準仕様書素案の構成」の p17 の討議事項②については、ほとんどの自治体が個人情報保護の観点から「基礎年金番号」を、最後に一構成員より「個人番号」というご意見を賜り、それらを勘案すると「個人番号」「基礎年金番号」のどちらも選択可能にするという結論になったものと認識した。これらの結論を踏まえ、資料の最終化をさせていただく。(事務局)
- そして、最後に閉会に関するご案内として、本日の打ち合わせを踏まえ、資料を更新し、皆様にご提示する想定。本日の議事概要については作成次第、皆様にご確認させていただきたい。また、3月に第三回研究会を実施させていただく予定であり、日程調整に関するご連絡させていただくため、ご対応をお願いしたい。(事務局)

以上